

保護者各位

越谷市長 高橋 努

(令和2年(2020年)6月1日以降の対応)

保育施設の登園自粛について (お願い)

日頃から教育・保育行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、約1か月半にわたり保育施設の臨時休園を行ってまいりました。保護者の皆様には、感染拡大を防止するこれまでにない取組に御協力いただき、改めて感謝申し上げます。

緊急事態宣言が本日(令和2年5月25日)解除される見込となっております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではなく、依然として「3密」をできる限り避けるなどの対策が必要なことから、小・中学校の分散授業期間にあわせ、**令和2年6月28日まで、保護者が家にいることが可能な場合、園児の登園をお控えくださいますようお願い申し上げます。**

なお、利用に当たっては、配食準備等の都合上、下記のとおり「保育施設利用予定届」の提出をお願いします。

保護者の皆様には更なる御不便をおかけしますが、新型コロナウイルス感染症の収束に向け、ぜひ御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 登園自粛要請期間

令和2年(2020年)6月1日(月)から令和2年6月28日(日)まで

※新型コロナウイルス感染症の状況等により、変更する場合があります。

緊急事態宣言解除後も令和2年5月31日(日)までは「臨時休園」としますが、**保育が必要な方には、業務に関係なく保育を提供いたします。**臨時休園期間中に保育施設の利用が必要となる方(休園時保育を利用できる①～④以外の業務を含む)で「休園時保育利用希望届」を未提出の場合、利用施設に御相談ください。

2 登園自粛期間中の利用

(1) 保護者の皆様へのお願い

保護者が家にいることが可能な場合、園児の登園をお控えください。

※臨時休園期間中のような、**職種等による利用制限は行いません。**

(2) 利用に当たって提出するもの

利用に当たっては、別紙「保育施設利用予定届(6月1日～6月14日分)」を令和2年6月1日(月)までに利用施設に提出してください。

※配食準備等の都合上、できる限り5月29日（金）までの提出をお願いします。

※保育施設を利用する際は、利用時間の短縮等に御協力ください。

- 利用予定届提出後に利用希望日が変更となった場合は、利用施設に御連絡ください。
- べ切日後に急きょ利用が必要となった場合は、利用施設に御相談ください。
- 6月15日以降について、利用予定届を御提出いただく場合は別途お伝えします。

3 0～2歳児の利用者負担（保育料）の取扱い

令和2年6月分についても、利用状況に基づき次の算式による日割計算で利用者負担（保育料）を算定します。

減額後の利用者負担（保育料） ※減額後の利用者負担は月ごとに計算
現在の利用者負担×減額対象となる期間内に利用を控えた日数を除く開所日数（月ごと）÷25

※申請は必要ありません。

※今回の利用者負担の減額対応は、利用を控えた日数の実績に応じて算定することとなりますので、6月分の利用者負担については、いったん満額でお支払いいただき、後日還付（返金）する予定となります。

※令和2年3月分から6月分までの「軽減額や返金方法の通知時期」は、次のとおり予定しておりますので、御承知置きください。

対象月	額や返金方法の通知時期
3月分（再計算分）	6月下旬までを目指しております。
4月分	6月下旬までを目指しております。
5月分	7月中旬までを目指しております。
6月分	8月中旬までを目指しております。

※通知時期は異なりますが、手続はまとめて行うことができますようにします。

4 4月・5月入所者の「育児休業からの復帰期限」と「求職活動の認定期間（入所期間）」

令和2年4月30日付けの通知から変更ありません。

5 その他

登園自粛期間中も、家庭においてお子様や保護者の体温を測るなど健康観察をお願いします。また、お子様や同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染した際、又は感染の疑いがある際は、速やかに利用施設に御連絡ください。

※在籍する施設において、在園児又は職員が感染した場合は、臨時休園となります。

※令和2年5月25日時点の状況を踏まえたものとなっております。今後の状況により、対応が変更となる場合がありますので、御承知置きください。

※最新の情報は越谷市公式ホームページの「新型コロナウイルス感染症に係る保育施設の対応について」を御確認ください。

<https://www.city.koshigaya.saitama.jp/>